

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日

条例第36号

改正 平成28年3月18日条例第12号

平成28年12月20日条例第36号

平成29年3月21日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、市の行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、市民が行政手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 実施機関 うるま市個人情報保護条例（平成17年うるま市条例第9号）第2条第7号に規定する実施機関をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び実施機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる実施機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第3号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1（第4条関係）

実施機関	事務
1 市長	うるま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年うるま市条例第12号）に定める事務であって規則で定めるもの
2 市長	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	うるま市就学援助規則（平成27年うるま市教育委員会規則第5号）に定める、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	うるま市後期高齢者医療に関する条例に定める事務であって規則に定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年

		法律第81号)第5条の規定により作成される住民基本台帳の情報(以下「住民基本台帳情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年

	法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則に定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		もの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費若しくは自立支度金若しくは一時金若しくは一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		行政措置として日本国民に対

		<p>する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	健康増進法による健康増進事業又は同法に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

別表第3（第5条関係）

情報照会実施機関	事務	情報提供実施機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則に定めるもの
2 市長	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則に定めるもの
3 教育委員会	うるま市就学援助規則に定める、学校教育法第19条の規定に基づく就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則に定めるもの
			住民基本台帳情報であって規則に定めるもの
			生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則に定めるもの
			児童扶養手当法による児童扶養手当及び児童手当法による児童手当の支給



		に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による資格及び費用に関する情報であって規則に定めるもの